

【特集：加藤弘之『中国経済学入門』との対話】

【寄稿】

「曖昧な制度」とその意味について再度考える ——加藤弘之著『中国経済学入門』名古屋大学出版会、2016年を読んで

中兼 和津次

【キーワード】 加藤弘之、曖昧な制度、日本経済、中国経済、サプライヤー・システム、請負

はじめに

私にとって30数年来の友人であり、互いに批判し、啓発しあった仲間でもあった加藤弘之氏が、彼を長年苦しめてきた病魔には勝てず、ついに2016年8月30日、忽然とこの世を去られた。もし本論文に亡き人への哀悼の意も込めようとするなら、批判めいたことは一切書かず、当たり障りのない言葉でもって個人の輝かしい業績を称えるべきなのかもしれない。しかし、本書は氏の現代中国経済に対する思索と研究のある意味で集大成であると同時に、次世代の若い研究者への「遺言書」でもあり、あるべき中国経済研究の提言書にもなっている。本書を通じて著者が伝えたかった中国の「本質」とその捉え方をもう一度見直し、この遺言書を再吟味し、彼の主張を大胆に、かつ批判的に摂取し、新たな研究の方向性を探ることこそ、故人に対する真の意味での追悼になるものと信じる。そうした狙いから、本書で展開された加藤「中国経済学」の核心部分である「曖昧な制度」概念とその意義、ならびに問題点を、本論文で追求し、追究して行こうと思う。前著（加藤2013）に対する書評論文（中兼2014）に続き、再度の書評論文になるが、これが加藤氏との最後の「論戦」になり、しかも一方的な、反論を聞けない論戦になってしまい、寂しく、また悲しい思いで一杯である。

最初に、彼の「中国経済学」の核心概念であ

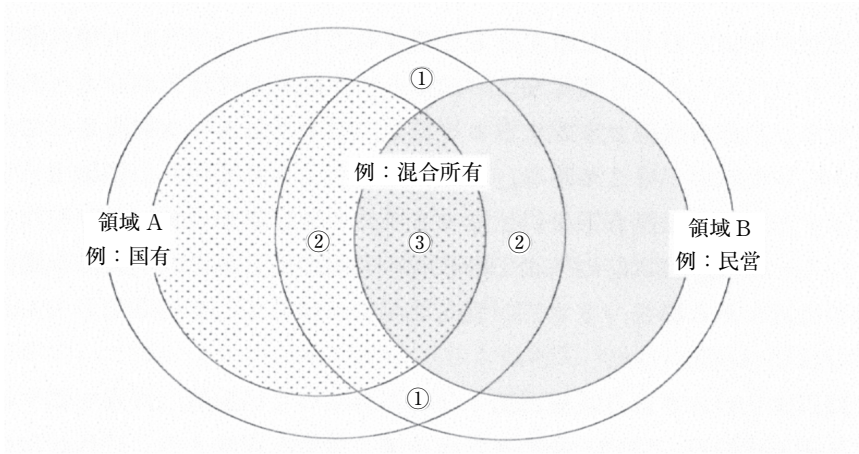
る「曖昧な制度」について、もう一度振り返り、著者の枠組みに沿いながら取り上げられたいくつかの事例を通じて考えてみよう。同時に、著者になり代わってこの概念の定義と一層の精緻化を図ることにする（第1節）。次に、この概念を使つての事例分析について、とりわけ著者の制度評価に関する部分に焦点を当てて、やや批判的に考察することにしよう（第2節）。最後に、加藤氏のこの仮説の意義を私なりに整理し、氏と私の「中国認識」の違いについて考え、彼の中国研究への提言についても触れてみたい（第3節）¹。

1. 加藤弘之「曖昧な制度」概念再考

前著で出された加藤氏の「曖昧な制度」という概念そのものが曖昧だとして、私は図を使いながら彼の「曖昧な制度」概念を「編曲」しながら再構成してみたが（中兼2014）、著者はそれに大いに刺激されたようで、前著にはなかった図を入れながらこの概念の精緻化を試みている（図1参照）。私の図と比べてみよう（図2

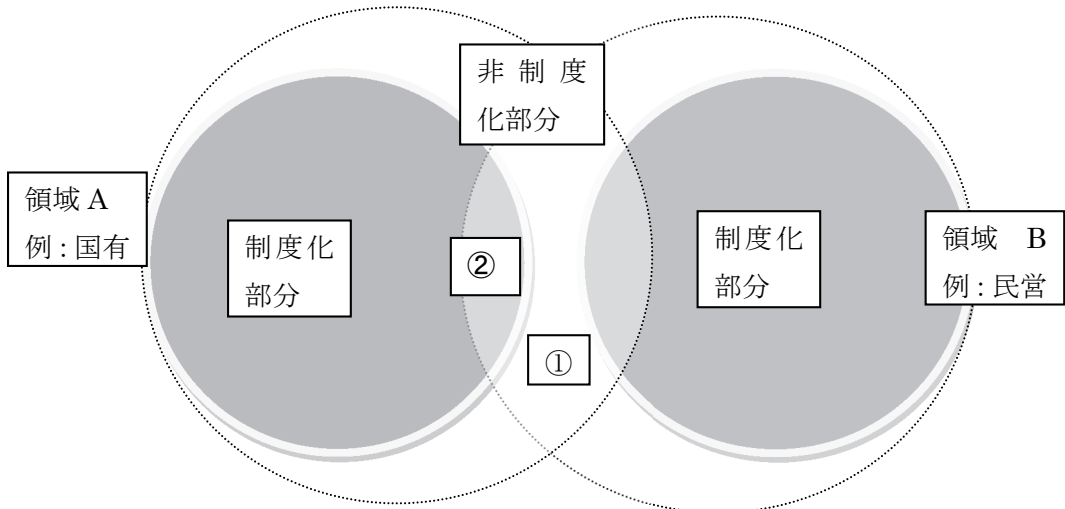
1 この論文の第2節のほとんどは、本書が出版された直後、私が著者に私的に送った「雑感」から取っている。もともとこの雑感を公開するつもりはなかったが、加藤氏の葬儀に参列した後、中国経済経営学会の全国大会で「曖昧な制度」にかんする特別セッションに参加を依頼され、考えが変わった。誰かに彼の議論を引き継いでもらいたいという願いをこめて、この論文を書くことに決めたのである。

図1 曖昧な制度（加藤モデル）



(出所) 加藤 (2016) 25頁、図1-5。

図2 曖昧な制度（中兼モデル）



(出所) 中兼 (2014) の中の図3をもとに、上記図1と対照させる形で一部修正。

参照)²。ここでの違いは、制度をコアと周辺に分けているか (図1)、制度化された部分と非制度化部分に分けているか (図2)、また「曖昧な領域」を3つに分類しているか (図1)、2つに取っているか (図2)、の2点に絞られる。前者にかんしては著者の区分の仕方はそれ

ほど説得的だと思われない。というのは、「コア部分は認知され、定着した領域を意味するが、周辺部分は制度が進化する過程で一時的に生み出される過渡的な領域を意味する」(24ページ) というのが、「認知され、定着した領域」なるものが文字通り曖昧であるし、「周辺部分は・・・一時的に生み出される過渡的な領域」と必ずしも見るべきだと思わないからである。他方、後者にかんしては確かに著者の方が明確、かつ示唆的である。私の図2の場合、長く残るである

2 図2は、中兼 (2014) の図3を本書の図1と対照させるために少々変形し、修正して描いている。しかし本質は変わらない。

う、制度として確立した曖昧な領域③の存在——これこそ、著者が本書の中で力点を置いた主張の一つである——なるものが含意として生まれてこない。

ただし、この図1が本書第2章以下の事例分析に明示的に、また有効に応用されているようには見えない³。そこでこの図1をもっと説得力のあるものにするために、さらに著者のいわんとする「曖昧な制度」をより明確なものにするために、著者に代わって「曖昧な制度とは何か」考えてみよう。そのさい、定義から出発するのを避け、帰納的に、つまり著者の挙げたいくつかの事例がなぜ「曖昧」と見るのか、図1に立ち戻りつつ、著者のいう曖昧な制度の中身を探り、それらの総合として「曖昧さ」の定義を導いてみよう。

まず著者が強調しているのが「包」（請負制）である（第2章）。この請負制とは、著者によれば近代社会における請負契約のことでなく、「暗黙の契約（implicit contract）」の1種であり、「特定の人的関係の中でしか効力を発揮しない」（51ページ）であるから、あくまでもインフォーマルなものである。図1に即していえば、領域①に当たる。

次の例として取り上げられているのが土地の集団所有であり（第3章）、中国の場合、（周其仁の言を引用して）「国家がコントロールし、集団がその結果の一部を受け取るような農村社会主義制度」である、という（59ページ）。そうすると、ここでは国家と集団の共通部分として曖昧な制度が位置付けられているから、図1に即していえば、領域③に当たりそうである。ただし、国家のコントロールか集団の受け取りがどのように制度化されているかによって、領域②にもなりうる。

次に「行政権限の請負構造を前提とした地方政府間・官僚間の競争メカニズム」であるが

（第4章）、ここでは請負という「曖昧な制度」と中央政府と地方政府の相互関係が考察の対象になっている。その意味で恐らく領域②に当てはまる部分を指すのであろう。あるいは、その競争メカニズムが単なる請負契約の1種から来ると判断するのなら、官僚の有する自由裁量権と併せ、領域①と見ることも許されよう。

さらに「混合所有」も曖昧な制度として見なされる（第5章）。1つの企業の資本の中に国家資本と民間資本が共存するのは決してインフォーマルな制度であるはずがないから、ここでは領域③が対象となっているのは明らかである。

また躍進する新興産業を取り上げ、「垂直分裂」という「曖昧な制度」が中国式イノベーションを可能にしているという（第6章）。垂直統合の反対概念である垂直分裂（丸川2007）がなぜ「曖昧な制度」なのか、恐らく著者は分裂後の企業間の関係が請負関係になり、曖昧だと言いたいのだろう。中国式イノベーションの特徴として「知財保護の緩さ」や、「構造化された不確実性」（131ページ）を挙げていることも合わせ、ここでの曖昧さは図1の領域①に対応すると思われる。

第7章では対外援助が取り上げられ、ここでは「曖昧な制度としての対口支援」が例として挙げられている（第7章補論）。「対口支援」というのは、地域間の協力を指し、支援の請負制度ともいえる。したがって、領域①に対応しそうであるが、請負制の持つ「インフォーマルな手法」が実際採られるわけではない。地域間の関係に着目し、フォーマルな関係を想定すれば、領域③に相当する。

第8章では腐敗問題が考察の対象となっているが、腐敗が曖昧な制度に密接に関係していることは理解しやすく、どの領域の曖昧さが腐敗を生み出しているのか、生み出しやすいのか、それだけが問題となる。著者が指摘するのは、グレーな収入（灰色収入）の存在であり、制度化に伴う（従来腐敗と見なされてこなかった収入や行為の）腐敗の拡大である（168-169ペー

3 本書の草稿を加藤氏から受け取り、コメントを求められたさい、この図をもとに事例分析部分を展開したらどうかと提案したが、残念ながら受け入れてもらえなかった。

ジ)。その他にも、国有企業の資産管理の杜撰さからくる「国有資産の流出」も腐敗の典型例に入るだろう。こうしてみると、ここでの曖昧な制度の領域は①および②となるに違いない。

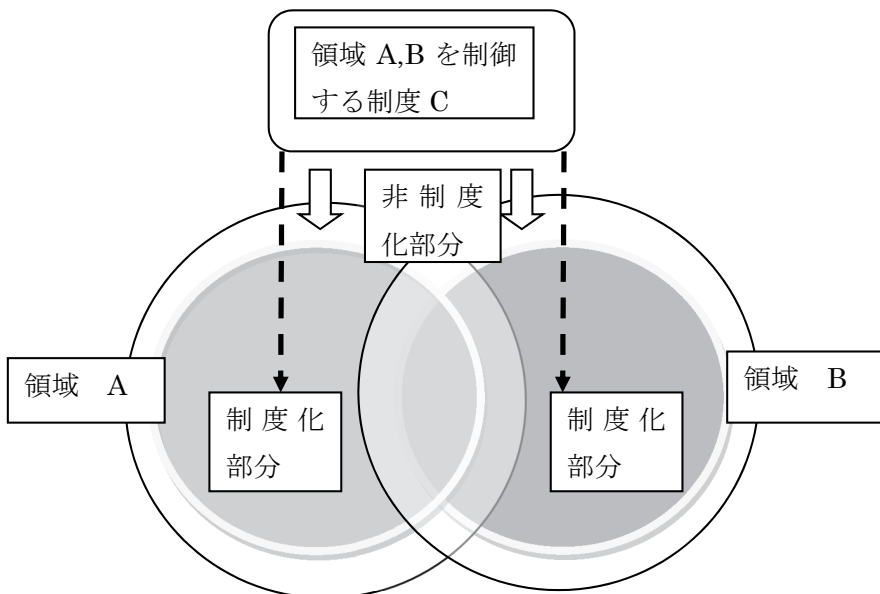
最後に格差問題が検討され（第9章）、所得格差が曖昧な制度と結びついていることを強調している。ただし、前章までの結論を要約しているだけで、とくに格差と曖昧な制度との内在的関係を論理的に追究しているわけではない。

以上の検証結果を整理すると、著者のいう曖昧な制度とは、a)インフォーマルなもの、b)複数の制度が重なり合い、境界が不明確なもの、c)それらが構造化されているもの、のうち、a)+c)かb)+c)のいずれか、ないしはそれら双方の特徴を合わせ持つもの、と見ていることが分かる。図1に照らしていえば、著者のいう「周辺部分」はインフォーマルな部分に、「コア」部分はフォーマルな部分にそれぞれ置き換え、したがって図2のように制度化された部分と制度化されない部分に区分した方がより適切だと思われる。しかも、そこでの非制度化部分は、後述するように決して「一時的に生み出される過渡的な領域」ではない。

ところで、そうした静態的な区分けだけで著

者のいわんとする「曖昧な制度」の曖昧さが全て表現できるとは思えない。著者自身、「周辺部分は生成・発展してコア部分に転化する場合がある」と制度の変化を視野に入れていた（24ページ）。著者は多分意識していなかったと思うが、ここにこそ、本書における著者の最大の貢献があると私は考える。そこで上記のa)～c)に付け加えて、次のような条件を考えてみよう。すなわち、d)2つの部分を決めたり、異なる制度の重複領域を指定したり、動かしたりするルールが制度化されていない状態、したがって裁量や恣意性、さらには不確実性が入る状態、という条件である。言い換えれば、制度というルール自体が曖昧だけではなく、そのルールを動かすルール（制度そして/あるいは人）も曖昧なのである。正直言って、このd)については私自身もこれまで気づかなかったか、意識してこなかった点であり（それゆえ図2にも表れていない）、本書によりはじめて示唆・啓発された。同時に、このような条件があってはじめて動態的に、また立体的に、中国の曖昧な制度の機能を捉えることができると考える。そこで図1と図2を折衷し、かつ領域Aと領域Bをコントロールする制度Cがあるとして、そのCがA

図3 動態的な曖昧な制度モデル



とBの制度化された部分と非制度的部分の境界、大きさ、強さを決めているものとしよう（図3参照）。したがって、領域AとBは変動するのである。

考えてみれば、a)とb)は必要条件に過ぎず、十分条件ではない。どこの国、いつの時代にもa)やb)という意味での曖昧な領域は存在し、そしてその多くは円滑な社会関係や経済活動を行うのに必要なものである。たとえば暗黙の契約はわれわれが日ごろ行っている契約形態ともいえる。少額の貸し借りに契約書など作りはしない。会合や待ち合わせにフォーマルな契約を行う人など聞いたことがない。しかし、制度化されている社会では、暗黙の契約が実行されるような補完的制度的メカニズムCが働いている。それは信頼（trust）関係であったり、あるいは司法制度であったりする。中国において、なぜ「上訪」や「信訪」といったインフォーマルな陳情システムが活発なのであろうか？ それは行政機関に訴えても、新聞社に訴えても、さらには裁判に訴えても解決できないからに他ならない。近代社会においては制度化が進み、無論万全とは言えないが、上記のc)やd)の面で条件が中国よりも整っているため、曖昧さが相対的に弱くなっている。曖昧さが弱まれば、当然人と人、人と制度、あるいは制度間の信頼関係も強化されていくはずである。法治国家では、法という制度（Cに相当）に全ての人従うことが当然のこととして理解され、受け入れられている。

私は毛沢東時代の集権制を「緩い集権制」と名付け、旧ソ連や東欧の社会主義経済における「きつい」集権制とは異なると考えた（中兼1979）。それは、「制度内における役割・権限の体系が未確立であり、指令・報告の規則が不徹底ないし未整備である集権制」のことを指し、「制度化されていない集権制」のことを意味していた。もし加藤（2013）が1979年以前に出版されていたなら、緩い集権制とはいわずに、「曖昧な集権制と呼んではずである。なぜこの

ような緩い集権制が中国に出現したかといえば、集権制そのものがソ連と違って確立しておらず、そのうえ集権制という制度（領域）を決める制度C、つまり党体制が毛沢東という絶対的指導者の前で不確実、つまり曖昧だったからである。彼の一言が憲法や党規約を変えた。

2. 曖昧な制度の評価を巡る いくつかの問題点

本書ではほとんどの章で曖昧な制度の実態とそれに対する著者の評価が与えられている。そこで、紙幅の制約から4点に限って著者の評価についてコメントしよう。

(1) 混合所有は効率的か？

著者の定義に即すと、「国有でもあり、私有でもある」混合所有は典型的な曖昧な制度である。彼は、本書第5章「混合所有企業のガバナンス」の中で、「混合所有企業の経営効率は民営企業よりも劣るかもしれないが、限りなくそれに近い水準を達成している、あるいはその達成を目指す存在である」（102ページ）と主張する。なぜかといえば、「（混合所有という国家資本といえども）資本はそれ自体が増殖を追求する存在である」から（103ページ）、という。

それでは、混合所有企業は本当に効率性が高いのだろうか？ これを理論的に解き明かすことは非常に難しい。というのは、企業行動を表す経済理論モデルを作ろうとすると、どうしても変数を制限しなければならないからである。したがって、これに対しては、a)多くの説明・制御変数を組み込んだ実証モデルにより確かめられるかどうか、b)著者のロジックが果たして説得的なものであるか、を検討することで答えを出すべきものと考えられる。まず、実証モデルについて考えてみよう。

この問題に関連した実証研究についていえば、代表的なものとして上海と深圳の株式上場企業のデータを使った研究が相当数ある。部分的民営化（partial privatization）（資本の一部が非国有化される、したがって混合所有となる）が当該企業の経営業績にどのような影響を与える

のか、Sun and Tong (2003) をはじめ、これまでも多くの論者が追求してきたテーマであるが、比較的最近の研究として、たとえば以下のようなものが挙げられる。

- 1) 劉・孫 (2013) は、1999-2008年の上海と深圳のA株発行民営化国有企業384社を対象に、政府の干与がいかなるチャンネルを通じて国有企業の部分的民営化後の業績に影響を与えているのかを回帰分析により調べ、部分的民営化後（地方政府による）企業の余剰人員率で測った政策的負担は著しく増大し、そうした負担が企業の経営効率を悪化させているという結論を導いている。
- 2) 楊 (2012) も1999-2008年の上海と深圳のA株発行民営化国有企業364社を対象に、部分的民営化後の企業業績の変化を被説明変数とする回帰分析を施し、大株主の力が強いほど利益創出能力、生産水準、生産効率が悪化し、他方機関投資家が株を保有するほど、収益率や販売額、労働生産性が向上するなどといった事実を発見している。
- 3) 李・李 (2013) は、2003-2011年のA株上場企業910社を対象に政府との関係が民営上場企業に与える影響をやはり回帰分析により追求し、政府との関係が強い「間接的民営化」企業（国有企業が民営化したもので、最初から民営だった企業（start-ups）との対立概念）に比べて経営業績が悪いことを見出している。

これらの研究結果からどのような含意が導かれるだろうか？

- イ) 混合所有は経営効率を改善しない。もちろん、時間の問題があるのかもしれない。つまり、混合所有が定着してくると、経営効率が次第に改善されていくのかもしれない。
- ロ) その原因の1つが政府資本に由来する政府の関与（あるいは干与）である。たとえば、地方政府が企業に雇用拡大を迫り、企業の余剰人員を増やす場合である。国有企業の民営化の1つの目的が企業のdepoliticization（脱政治化）にあることを

想起しよう。

- ハ) したがって、企業は完全民営化するか、それができないならば、部分的民営化（混合所有）するよりは純国有企業のままの方が、経営効率的にはよいことになる。あるいは、せめて私人株を支配株にした方がよいだろう。

もちろん、これらの含意は私が手にしているわずかな数点の研究結果から導き出されたものであり、より強固な含意を導くには、数十点、あるいはそれ以上に上るとされる既存の研究結果を総合した一種の「メタ分析」に掛ける必要がある。実際、上記の結果とは異なる分析結果を導いた研究もあることを知っている。

著者の立論の有力な根拠となったのは、徐濤 (2014) の統計分析である。そこでは、1998-2007年の国有企業と民営企業の生産性の変化を比較して、国有企業も民営企業に劣らず生産性を向上させてきていると強調する（103-104ページ）。しかし、民営化や所有構造だけの効果を測るにはこうした平均的統計の比較だけでは不十分である。「他の条件を一定として（*ceteris paribus*）」民営化が、あるいは国有資本（とその比率）が企業の経営効率や生産性にいかなる効果を持つのかを見るには、どうしても回帰分析をはじめとする多変量解析に依らざるをえない。その結果は、用いた方法論（methodologies）以外にも、対象とする産業、使用するデータとその年次、統計資料などによって違ってくる可能性がある。Qin データを使う場合と株式市場データを使う場合とでは、同じ方法論であっても結論が違って来るかもしれない。たとえば、Rousseau and Xiao (2008) は、別の資料とデータを用いて、中国における部分的民営化（share-issue privatization）が経営にプラスの効果を持つことを実証している。それゆえにメタ分析が必要になってくる。あるいは、その代替的方法として、なるべく多くの分析事例とその結果を渉猟し、整理する必要がある。まして、1つの、ないしはごく少数の事例をもって強引に結論を出すことは避けなければ

ばならない。

それでは混合所有の効率性にかんするロジックについてはどうだろうか？ 資本は「増殖する」というマルクス経済学の基本原則は国有資本にも当てはまるのだろうか？ 著者は「競争を勝ち抜いて出世した高級幹部が、企業経営に求められる最も重要な資質、すなわち経済全体の動きを見て、適切な時期に適切な判断を下す能力に関して、民間企業の経営者よりも大きく劣っているとは思われない」（108ページ）といい、国有企業経営者の資質に高い評価を与える。しかし、政治の世界における競争と市場における競争とが同じだとはどうしても思われない。毛沢東が仮に会社経営者だとしたらその会社は恐らく早期に破産していただろうし、政治的能力と経営能力は別物と考えた方が自然である（彼の場合、行政能力も高かったとは思われない）。日本でも優秀な官僚にして「高級幹部」だった者が実業界で成功した例は確かにあるが（たとえば、全日空を育てた元運輸官僚の岡崎嘉平太氏など）、いくつかの個別事例でもって自らの仮説を「証明する」のはあまり説得的ではない。

国有資本とその代理人である高級幹部が「資本の増殖」を図るとすれば、それは私的資本家のように（ケインズのいう）動物的精神（animal spirit）が彼らにあるからではなく、ある種の政治的目的・使命があるからではなかろうか？ 彼らの目的には効率性よりも成長の方がふさわしい。彼らにとって企業が成長し、規模を拡大できれば出世し、権力を獲得し、また維持できるのである。彼らにとって最大のインセンティブは金銭や富ではなく、名誉でもなく、権力、言い換えれば出世や昇進ではなかろうか。それゆえ、著者も認めるように、地方政府の幹部が自分の地域の成長に全力を傾けたのである。

市場経済を推し進めつつ、独占市場は言わなくても、競争的市場においても国有企業をなぜ維持しようとするのか、著者はその理由を国有企業がそれなりに「効率的」だから、と答える。しかしここに2つの問題が出てくる。まず、国有企業が黒字であるとしても（実際朱鎔基改革

と戦略的調整により、赤字企業は切り離され、またWTO加入効果もあって2000年代初め国有企業は生き返った）、民間企業よりも利益性と効率性において劣るのなら、国民経済的に見て民営化した方がプラスではないか？ 言い換えれば、民営化費用は無視するとして、国民経済は国有企業を維持することで本来得られる利益を放棄していることになる。私はこれを「機会損失」（opportunity loss）と呼ぶ（中兼2010）。

もう1つの問題とは、混合市場と言いつつも、国有企業と民間企業が全く同じ条件で市場競争しているのか、という問題である。著者は、「競争的市場において国有企業と民間企業の間には平等な競争条件が設定され、国有企業が民間企業と同等の経営効率を実現しているとすれば」（101ページ）混合市場を保持していいのではないかと主張する。しかし、よく言われる「レフリーとプレイヤー」の問題をどう考えるのだろうか？ 著者の意見を素直に解釈すれば、サッカーの国際試合をやるとき、レフリーは第三国の人でなくとも構わない、レフリーは私心なく、愛国心も発揮せず、中立公正にやれるはずだから、試合は正常に行われると期待するようなものである。練習試合ならいざ知らず、正規の国際試合ではレフリーとプレイヤーの国籍を分けるのは、仮に第三者が公平に見て試合が公正に行われたと判断できても、レフリーと違う国のチームは全ての審判に疑念を持ち、気持ちよく戦えないからである（それゆえ同一条件ではなくなる）。

常識的に考えれば、「平等な競争条件」と混合市場とは両立しそうもない。まして裁量幅の大きい、「曖昧な」レフリーの下では平等な競争は確保できないと想定できそうな気がする。融資1つをみても、国有企業は国有銀行との関係で民間企業に比べて有利な立場に立っている、といわれる。劉小玄はそれを「国進民退」の原因に挙げていた⁴。無論、混合市場において国有企業と民間企業とがどのような条件で競争し

4 「只要是金融国有壟断的、国進民退就没法避免」『商務周刊』2009年24期における発言

ているのか、その実態について必ずしも明らかではなく、今後掘り下げた、かつ広範囲の制度論的研究が求められる。

(2) 混合所有企業のイノベーション能力に大きな可能性はあるのか？

著者は、第6章「中国式イノベーション」において、曖昧な制度の1つである混合所有企業のイノベーション能力に大きな期待を寄せている。「商品開発と直接・間接に結びつくようなイノベーション……の担い手として、民営企業よりも大きなリスクの取れる混合所有企業は大きな可能性を秘めている」(138ページ)と指摘する。上記の企業の効率性については、混合所有企業でも民営企業に近い効率性が得られると、やや「控えめな」評価をしていたのが、ここではむしろ民営企業よりも混合所有企業の方が可能性は高いと、より積極的な評価を下している。

なぜ混合所有企業の方がより大きなリスクを取れるのだろうか？ それは、混合所有企業には国有資本が入っており、政府主導の技術開発をより導入しやすいからであろう。政府は市場の失敗が起りやすいリスクの高い技術、たとえば宇宙開発に乗り出すことができるが、民間企業は少なくとも初期にはしり込みしてしまう。しかし、国有資本が一部入ったからと言って、そうしたリスクを混合所有企業が取りやすくなるとは考えにくい。ここでは、あくまでも政府の干与と援助のある国有企業か、あるいは民営企業か、という選択こそが重要になってくるはずである。往々にして中小企業の方が大企業よりも、それゆえ民営企業こそがイノベーション能力に優れているから、そうした企業を発展、促進することこそ「中国式イノベーション」を生み出す可能性が高い。

しかし、実際企業の民営化と所有構造がイノベーションにどの程度、またどのように結びついているのか、ロジックよりもむしろ実証によって明らかにすべきだろう。この面での実証研究が多分相当なされているはずであるが、そうした研究成果をサーベイしつつ、各種のミク

ロデータを用いて研究を進める必要があるであろう。今後の重要な研究課題の1つである。

(3) 土地の集団所有と土地株式会社は有効か？

土地の集団所有について著者はその「頑健性」を強調し、それが「曖昧な制度」として有効に機能していると主張する。私の解釈は異なる。中国政府（というよりも共産党）が農村の土地を集団所有にしたのは、1つにはイデオロギー的制約、つまり土地の公有制を維持することと、もう1つは、それにも関係するが、私有にすると「地主制」が復活し、「農民層分解」が起きることを恐れているためではなかろうか。そうしたイデオロギー的、政治的制約のもとで、土地所有権を限りなく私有制に近くするには長期の使用権を農民に与えることである。無期限の使用権＝(実質上)私有権であることを考えてみよう。本書で取り上げられ、著者も高く評価している「土地株式会社」も、効率性や生産性という点からすれば、私有大土地所有制に劣るのだろうが、イデオロギー的、政治的にそうした制度を取りえないことからくる、ある種の妥協の産物と見られる。

ちなみに、著者は「職業経理」が外から公募される点をこの合作社の特徴としているが(69ページ)、実は旧ユーゴスラビアの労働者自主管理企業もそうだった。しかもそこでは政府が公募するのではなく、企業の労働者、具体的には労働者評議会が公募していたのである。かつて日本を含め世界でも大いに賛美されていたこの労働者自主管理企業がその後消えていったことは、中国農村の土地株式会社将来に何らかの示唆を与えるかもしれない。もちろん、労働者自主管理企業の消滅とユーゴの政治的激動、とくに民族対立が関係しているが、その企業システム自体にも問題があったことが指摘されている(中兼2010参照)。是非、両者を比較して、議論を展開して欲しい。

(4) バウチャー民営化が新興財閥を生み出したのか？

やや小さな点かもしれないが、著者は第9章

の注14で次のようなことを述べている。「(ロシアでは1992-1994年に国有企業の株式購入権であるバウチャーを国民に配ったために) 数本のウォッカと取り替えたりした愚か者が多数出現した結果、国有企業は短期間に少数の新興財閥(オリガルヒ——引用者)の手に集中したのである」(195ページ)。しかし考えてみよう。ロシア以外、たとえばチェコでもポーランドなどでもバウチャー民営化(大衆民営化 mass privatization ともいわれる)を実施したが、ロシアのようなオリガルヒは出現しなかった。なぜだろうか? 国民の質が違い、チェコ人やポーランド人は「愚か」でなかったためだろうか? 多分違うだろう。そうではなく、ロシアとそれ以外の国とでは民営化を巡る制度の質が違っていたためではなからうか。バウチャー配布制度がオリガルヒによる民営化の1つのきっかけを作ったのは確かであるが、彼らが暗躍し、政府とも結びつき、巨大な利益集団を形成した最大の要因はバウチャー制度そのものではなく、「株式担保型の民営化」にあったとようである⁵。まさに、著者のいう「曖昧な制度」こそがロシアにおけるオリガルヒを生み出したといえるので、本来なら著者にとって絶好の観察・比較対象になっていたはずである。

3. 「曖昧な制度」論の評価と 中国研究のあり方を巡って

1) 曖昧な制度に対する評価

以上のように、前著に対するのと同様に本書に対してもやや辛口のコメントを書いたが、私は決して著者の努力と企図を低く評価するも

5 詳しくは、安達(2016)、フリーランド(2005)参照。株式担保型の民営化あるいは「担保オークション」とは、「政府が国有企業の株式を担保にして民間投資家(主に銀行)から融資を受けるが、政府が融資を返済できない場合には、担保株式はオークションにかけるという取り決めに基づいて」政府保有株がオリガルヒにわたる民営化を指す(安達2016、94ページ)。

のではない。経済研究のみならず、中国研究全体に対して新しい視座を切り開いたものとして、むしろ非常に高く評価したい。試みに南シナ海における中国の主張と行動を取り上げてみよう。中国は、国民党政権が作り上げた「九段線」(もともとは十一段線)の内側にある岩礁全てを中国固有の「領土」と主張し、南沙諸島や西沙諸島にある多くの岩礁を埋め立て、島として自国領土に組み入れて軍事拠点化しようとしている。この中国の主張が2016年7月に国際仲裁裁判所によって完膚なきまで否定され、彼らの主張と行為に国際法的裏付けが全くないことが明らかになった。中国はこの裁定を一切無視することを公言している⁶。このことが示唆しているように、中国にとっては「法」とはあくまでも国益を守るための手段であって、またその解釈は自分で勝手に変えられるものと見ている。その意味で中国の法(という制度)は「曖昧」そのものといえよう。われわれの言葉に翻訳すると、制度化された法の領域が小さく、非制度的な法の領域が大きいことになる。しかも党および政府が自由にその領域を決めている。あるいは、法という制度と国家という制度の重なり合う部分において、中国の解釈する法が融通無碍に適用されている、といえるかもしれない⁷。

同様なことは、たとえば広東省烏坎村における農民騒動についても当てはまりそうである。すなわち、本来なら制度化された「村民自治」の原則に基づき村民が民主的に村長を選べるはずなのに、その原則が非制度的領域(たとえば

6 南シナ海問題についてはヘイトン(2015)が詳しい。中国の主張が歴史的にも法的にも成立しないことは仲裁裁判の判決を読むまでもなく、明らかである。東シナ海問題(尖閣問題)についても同じことがいえる。詳しくは斎藤(2014)参照。

7 中国における「法治」とは法の支配(rule of law)ではなく、法による支配(rule by law)である。一党支配体制と法の支配とは原理的に矛盾する。日本と中国における「法治」の違いを巧みに説明したものとして、古賀(2013)参照。

村の党幹部による裁量的、あるいは独裁的支配)によって侵されたことによって事件は起こった。さらに、国家(権力)と村共同体の重なる部分において、土地の売買を巡って国家(具体的には村の党書記)が法を無視してか、あるいは勝手に法を解釈して村民自治に介入したために農民たちは怒り、立ち上がったのである。

それでは中国における法はいかに「曖昧」なのだろうか? 中国で長年ビジネスに携わる上海在住の武田康夫氏は次のように指摘する。「なぜ、多くの人が人治国家として中国を感じているのだろうか……一番の原因は中国の法律が非常にラフであり、裁判官の裁量権が非常に広く、過去の判例にあまり沿わない結論が出る可能性がある」⁸。ここで、「法律がラフ」を「制度化されておらず」に読み替え、「裁量権が非常に広く」を「非常に曖昧」と言い直せばいい。

このように、著者が追究する「曖昧な制度」論は中国の経済ばかりではなく、政治や社会、法律や行政など、その他様々な分野に应用可能である。またいろいろな分野に应用することによって、この制度の特徴、功罪、ならびに強さと脆さも見えてくる。たとえば、集団所有制と曖昧な契約関係の下で土地が簡単に収用できれば開発の速度が上がり、経済成長に大いに貢献するだろうが、他面農民や市民の権利は簡単に侵害されがちである。また、曖昧な国際法解釈をすれば確かに領土や領海を拡大でき、指導者の国内での威信を大いに高められるだろうが、反面、国際社会からは中国は度し難い「無法国家」とレッテルを張られるだろう。このように、曖昧な制度の持つ功罪両面をきちんと押さえな

い限り、この制度の正当な評価を下すことはできない。著者は曖昧な制度の持つ否定的、消極的側面にも十分注意を払い、各所で指摘しているが、私から見れば、その制度の効果とプラス面、というよりもユニークさを強調しようとするあまり、マイナス面をどちらかといえば軽視しているように見える。制度化が過ぎると息苦しくなるが、制度化が進まず、裁量の幅が広がると腐敗や権力の悪用、乱用も起こりやすくなる。習近平政権下で進められる人権派弁護士に対する弾圧、多発する不正常な、より正確には違法な拘束・拘引、逮捕・取調べを見ると、曖昧な制度の弊害が近年ますます目立ってくる⁹。

2) 中国の展望

もう1点、私と著者のこの制度を巡り、あるいはもっと一般的に中国経済そのものに対して捉え方に違いがある。つまり、私は中国経済の共通性に着目するのに対して、著者は特殊性を強調する。「(中国は開発経済学的に見れば「普通の」国であるという中兼(2012)の議論を引用しつつ)中兼と同じく、筆者(加藤——引用者)も中国が特殊な国とは思わないが、経済システムに注目するならば、他の発展途上国はもとより、先進国の過去の経験とも異なる独自性を中国は持っている」と筆者は考える(2ページ)。どの国の経済制度も共通性と特殊性があり、どちらを強調するのが正しいというものではないが、共通性に着目すれば対象とする経済が「標準パターン」に収斂していくと見るし、特殊性を強調すればその経済は標準パターンには収斂しないと予測することになる¹⁰。

それは、大きいえばわれわれの文明観に関わる。かつての近代化論やマルクス主義のよう

8 <http://www.chinabusiness-headline.com/2015/06/44216/> なお、彼は日本の民法には1044条、民事訴訟法には405条の条文があるのに対して、中国の民法は156条、民事訴訟法には237条の条文しかなく、「訴訟を起こす側に証拠に加えて、裁判所や裁判官と人脈がある場合、裁判官の裁量権の範疇で最大の判決または判断を導き出せる可能性がある」と指摘している。

9 この点にかんしては、城山(2016)が詳しい。人権や民主主義、それに法の支配など、いわゆる「普遍的価値」に対する共産党指導部の恐ろしいまでの警戒感、あるいは敵愾心を見ていると、スターリニズムの亡霊が「緩やかに」中国、とりわけ中南海を覆っているような感じがしてならない。

10 開発経済学における標準パターンについては、中兼(2012)参照。

に、単純な単系的文明観は時代遅れといえよう。それでは多系的文明観が正しいのだろうか？ 私にはそうは思えない。文明というのは、時間の長さを無視すれば、いずれはある幅を持った単系的経路に収束していくのではないだろうか。社会主義計画経済の幻想が存在していたとき、計画プラス公有制が市場プラス私有制に対抗できるものと信じられていた。前者は経済体制としての社会主義であり、後者は資本主義である。しかしいまやほとんど全ての社会主義国は「資本主義に向かって脱走」(中兼2010)してしまったか、しつつある。市場プラス混合所有制を採る中国の経済体制も、いずれは私有制を核とする典型的な資本主義の体制に徐々に脱皮していくに違いない。それは単なる趨勢として言えるからではなく、所有制と配分メカニズムの間にはある種の理論的、あるいは内在的整合性があるからである。

残るは中国の政治体制である。所有制と配分メカニズムの間にある種の適合関係があるように、政治体制と経済体制の組み合わせも何らかの対応関係があると見るのが自然である。アセモグル＝ロビンソン(2013)が言うように、「包括的(inclusive)」な経済体制は包括的な政治体制と調和的である。著者は「包括的/収奪的制度では解明できない中国の独自性」があるとして、経済発展と民主化の間に多様な関係があることを示唆する(21ページ)。問題はどのようなタイムスパンで見るとか、またどのような幅を持った親和関係として両種の制度の対応関係を捉えるのか、であろう。市場化は経済発展とともに社会の複雑化する階層化を引き起こす。同時に人々の価値観も多様化してくる。階層化と多様化した価値観は、どう考えても一党独裁制の下では対処できそうもない。民主主義は確かに欠陥だらけの政治制度であるが、そうした大きな社会変化に適応できる唯一の政治制度だと私は考える。

岩井克人氏は、人間にとって他人(社会)と交わり、関係性を持つ「社会的実在」として3つの要素があるという。1つは言語であり、1

つは法であり、もう1つが貨幣である(岩井2015、460ページ以下)。このことをヒントに考えてみると、人類は長い歴史の中で時には大きな犠牲を払いながら、以下の3つの重要な制度を徐々に作り上げてきた¹¹。すなわち、順序からいって第1に市場であり、第2に法であり、そして第3に民主主義である。中国は革命後これら3つの制度を導入しようとしたが、毛沢東が全て破壊してしまった。改革開放以後市場制度は復活し、拡大してきたし、法制度も不完全、かつ曖昧ではあるが一応整備されるようになった。しかし政治体制は、唯物史観とは全く正反対に基本的に手つかずのままである。

とはいえ、資本主義が多様なら、民主主義も多様である。遠い将来(数十年後?)に中国が民主化するとして、どのような中間的な、かつ「曖昧な民主制度」を経由してその目的地に到達するのか、それとも激動の中にハードランディングするのか、誰にもはっきりしたことは分からない¹²。毛沢東が死んで中国が変わるだろうとは予測されていたが、かくも劇的に変わるとは誰も予想できなかった。とてつもなく大きな変化が起きるのが中国なのであろう。そこに中国研究の難しさと面白さが潜んでいる。

3) 中国研究のあり方について

これに関連して、著者は「付論 若き中国研究者へ」の中で、「中国的なるもの」に徹底的にこだわるのが中国研究発展の道だと主張している(220ページ)。彼が発見した「中国的なるもの」が曖昧な制度だった。この主張も分からないでもない。著者が言う通り、地域研究としての中国研究を考えるなら、中国的特色を浮

11 貨幣は市場に対応する。なぜなら、市場とは貨幣を媒介とする需給調整・情報交換機構のことだからである。他方、言語は民主主義に対応するといえる。なぜなら、この制度は平等な人間同士の対話と討論によって動くからである。

12 「民主主義」の定義は簡単である。それは「民が主」、つまり人々が最終的な政治的意思決定者である制度のことを指す。一党独裁制の下では「党主」である。同じように、一党独裁制の下では「法治」はなく、「党治」が支配する。

かび上がらせることがその研究の使命でもあり、面白さでもあるだろう。とはいえ、もっと広く、自由に中国研究の面白さを感じ取ってもいいのではないか、という気がする。

さらに著者は「中国人ほど現地の情報・人脈に通じているわけでもなく、他分野からの参入者ほど分析ツールに詳しいわけではない」として、日本にいる中国研究者の「居場所」の狭さに危機感すら覚える、という（220ページ）。しかし、日本における中国研究の深刻な危機とはもっと別なところにあるだろうか。中国に対する抜きがたい嫌悪感が日本に広まり、定着し、なんと9割を超える人が「中国は嫌いだ」という。それとともに中国語と中国研究を志す人が減ってきた。中国史が専門の岡本隆司氏は次のように言う。「世はただいま『嫌中』一色。中国の悪口を書かないと売れない、と出版業界も口をそろえる……筆者だって、中国・中国人が好きか、嫌いか、と聞かれれば、嫌いだと答えるだろう。しかしおもしろいか、つまらないか、と聞かれれば、答えは断然、前者である」（岡本2016、213ページ）。

岡本氏のように歴史の尺度をもって現代を測ると、あたかも中国を巡る現代の東アジア国際関係が華夷秩序の続きに見えるし、国内における士と庶の関係が党員と非党員の関係に姿を変えて再現されているように思える。このように、中国を変わらない視点から捉えるのもよし、変わった側面から見ていくのもよし、さまざまな視点と側面から中国に接近し、「面白さ」を発見していいのではなからうか。研究の「面白さ」は決して1つだけではなく、また固定したものでもない。それは対象に対する好き嫌いとは別の問題である。

実証的社会科学の研究にとって最も大事なのは、著者が心配するような情報、あるいはデータではなく、また分析ツールという方法論でもない。斬新な問題意識、発展性のある仮説、独自の視点を発見し、追求することではなからうか。そこにこそ、本当の意味での研究の面白さが埋もれている。通説や公式解釈、あるいは固

定観念を覆すような新しい仮説に思い当たったとき、そしてそれを何らかの形で実証できたとき、研究者ならば誰でも興奮する、あるいは少なくともときめくものである。データや方法論は、そうしたものを発見・実証するための手段でしかない、と私は思う¹³。

参考文献

- アセモグル, ダロン=ロビンソン, ジェイムズ
(2013)『国家はなぜ衰退するのか——権力・繁栄・貧困の起源』（鬼澤忍訳）早川書房
岩井克人 (2015)『経済学の宇宙』日本経済新聞出版社
安達祐子 (2016)『現代ロシア経済——資源・国家・企業統治』名古屋大学出版会
岡本隆司 (2016)『中国の論理——歴史から解き明かす』中央公論新社
加藤弘之 (2013)『「曖昧な制度」としての中国型資本主義』NTT出版
古賀勝次郎 (2013)『鑑の近代「法の支配」をめぐる日本と中国』春秋社
齋藤道彦 (2014)『尖閣問題総論』創英社/三省堂書店
城山英巳 (2016)『中国 消し去られた記録——北京特派員が見た大国の闇』白水社
徐濤 (2014)『中国の資本主義をどうみるのか——国有・私有・外資企業の実証分析』日本経済評論社
中兼和津次 (1979)「中国——社会主義経済制度の構造と展開」岩田昌征編『経済体制論 第4巻 現代社会主義』東洋経済新報社
中兼和津次 (2010)『体制移行の政治経済学——社会主義国はなぜ資本主義に向かって脱走するのか』名古屋大学出版会

13 実証的社会科学は3つの柱からなっている。1つはテーマ、ないしは仮説、1つは分析枠組み、最後がデータおよび資料である。これら3つの柱の全てが重要であり、しかも独創的であればあるほど、その研究の価値は高い。しかし3本の柱全てに独自性を求めることは難しい。比較的簡単なのはデータ・資料の独自性で勝負したり、方法論的に目新しいやり方を採用したりすることであるが、研究の質を評価するうえで最も重要なのはテーマのユニークさと発展性（そこからどのような含意が導かれるか）ではなからうか。

- 中兼和津次 (2012) 『開発経済学と現代中国』
名古屋大学出版会
- 中兼和津次 (2014) 「「曖昧な制度」とは何か
——加藤弘之『「曖昧な制度』としての中
国型資本主義』を読んで」『中国経済研究』
第11巻第4号
- フリーランド, クライスティア (2005) 『世紀
の売却——第二のロシア革命の内幕』(角
田安正ほか訳) 新評論
- ヘイトン, ビル (2015) 『南シナ海：アジアの
覇権をめぐる闘争史』(安原和見訳) 河出
書房新社
- 李紅俠・李蕊 (2013) 「政府聯系対民営上市公
司業績変動的影響分析」『経済体制改革』
第3期、169-173頁
- 劉春・孫亮 (2013) 「政策性負担、市場化改革
与国企部分民営化後の業績滑坡」『財経研
究』第39巻1号、71-81頁
- 楊梅枝 (2012) 「我国国有企業民営化発行後績
効变化的影響因素分析」『經濟経緯』第1
期、98-102頁
- Rousseau, Peter and Shen Xiao (2008), "Change
of Control and the Success of China's
Share Issue Privatization", *China Economic
Review*, Vol.19(4), pp.605-613
- Sun, Qian and Wilson H.S. Tong (2003), "China
Share Issue Privatization: The Extent
of Its Success", *Journal of Financial
Economics*, Vol.70(2), pp.183-222
- (なかがね かつじ・東京大学名誉教授)